

令和8年度（公募）

高崎市土地開発公社所有地 売 払 い の ご 案 内

〔受付期間〕 令和8年 9月 4日（金）から令和8年10月 2日（金）

〔抽 選 日〕 令和8年10月14日（水）

〔お問い合わせ先〕

高崎市土地開発公社

（高崎市役所5階 管財課内）

☎ 027（321）1276 [直通]

高崎市ホームページ（管財課）

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/16>

高崎市土地開発公社所有地の公募による売払いについて

高崎市土地開発公社では、公共事業用地及びその代替地等を取得し、その効果を果たした残地等になっている所有地について、公募による売払いをします。

申込みをされる方は、この案内書を熟読のうえ手続きをしてください。

売払い土地一覧

土地 番号	土地の所在地	面 積 (㎡)	価 格 (円)	地 目	用途地域
		面 積 (坪)			
1	高崎駅周辺(西口)土地区画整理仮換地19街区2①	99.29	7,381,000	宅地	商業地域
		約 30.1			
2	高崎駅周辺(西口)土地区画整理仮換地19街区2②	98.32	13,910,000	宅地	商業地域
		約 29.8			

申込者の資格

- 1 個人又は法人とします。
- 2 売買契約締結後、土地開発公社が指定する日までに土地代金を一括納付できる方。

土地売払いの条件

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用はできません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員による使用はできません。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途に使用することはできません。
- 5 2箇所のお申込みもできますが、1箇所に「法人での申し込み」と「履歴事項全部証明書に記載のある個人での申し込み」を重複して申し込みをすることはできません。

申込書の配布

- 1 配布期間 令和 8年 9月 2日（水）から
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日、閉庁日は除く）
- 2 配布場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）

申込み受付

- 1 受付期間 令和 8年 9月 4日（金）から令和 8年10月 2日（金）
午前9時から午後4時30分まで（土・日、祝日、閉庁日は除く）
- 2 受付場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）
※郵送及び電子メールによる申込みはできません。
- 3 申込み時に必要なもの
 - （1） 土地購入申込書
 - （2） 個人の場合：世帯全員の住民票の写し（発行後1か月以内の原本）
 - （3） 法人の場合：履歴事項全部証明書（発行後1か月以内の原本）
 - （4） 誓約書（実印押印）
 - （5） 委任状 ※代理人が申込書の提出、抽選会への参加、契約等する場合

売払い土地の決定方法

- 1 土地番号ごとに申込みを受け付けます。
- 2 同じ土地番号に二人以上の申込みがある場合は、その土地ごとに抽選をし、決定いたします。
- 3 抽選は、土地番号ごとに抽選器でくじを行います。まず、くじを引く順番を決めるくじを引き、その後、買受人を決めるくじを引いていただきます。

抽選日時及び場所

令和 8年10月14日（水）
高崎市役所 1階 第11会議室 午前10時から

注意事項

- 1 土地購入申込書に事実と相違する記載があるときは、申込み又は売払いの決定は無効になります。
- 2 提出された書類は、お返しいたしません。
- 3 土地の所有権移転登記名義人は、申込者本人となります。夫婦等で共有希望の場合は連名の申込みとなり、持分を記入していただきます。
- 4 土地購入申込み受付終了日以降の土地の変更は一切認めませんので、よくご確認のうえ申込みをしてください。
- 5 申込みをした方で抽選会に来られない方、抽選時間に遅れた方は棄権したものとみなしますのでご注意ください。
なお、代理人が抽選する場合は、委任状が必要になります。

- 6 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- 7 上記の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物等が認められた場合は、所有権移転登記後に買受人が処理してください（所有権移転登記後、高崎市土地開発公社は一切責任を負わず、損害賠償等にも応じません）。
- 8 現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、この案内書に記載のない事項についても、ご自分で調査し、現地の状況、法令に基づく規制、土地売り払いの条件等を十分ご理解のうえお申込みください。
- 9 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に買受人が（必要に応じて隣接地権者・設置者等と協議のうえ）処理してください。
- 10 この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。

売買契約の締結

- 1 契約日時 買受人が決定してから2～3週間後を予定しておりますが、正式な日時については後日連絡いたします。
- 2 契約場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）
- 3 契約締結の際は、次の書類等をご持参ください。
 - （1）契約者の実印（共有の場合は共有者全員分）
 - （2）契約者の印鑑証明書1通（共有の場合は共有者全員分）
（法人の場合は法人の印鑑証明書）
 - （3）契約書貼付用の収入印紙（契約金額により金額が異なります。）

土地代金の支払方法

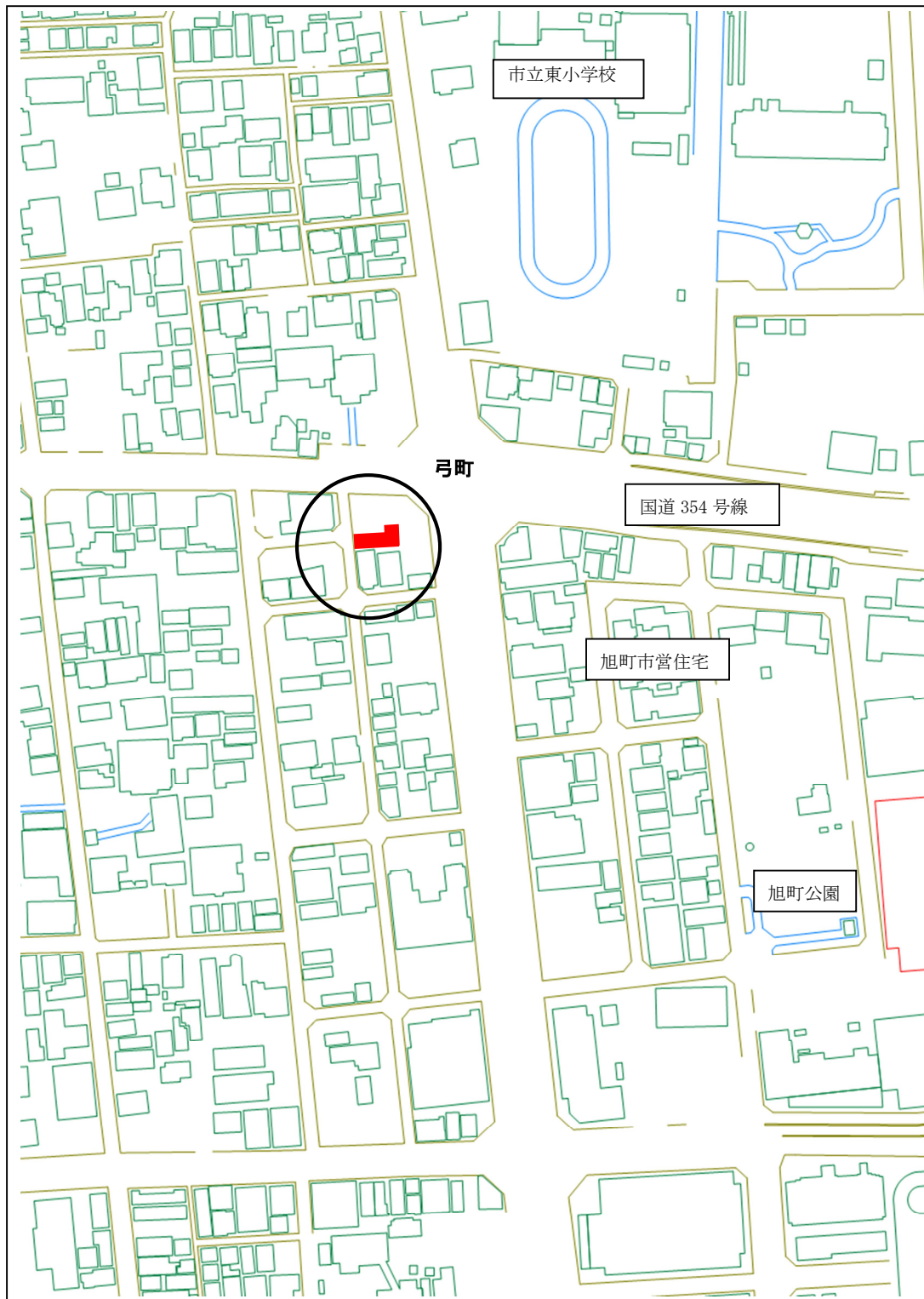
売買契約の締結後、公社が発行する振込依頼書により、指定する日までに公社の指定する金融機関等に全額を納付していただきます。

所有権移転登記

- 1 土地代金完納後、所有権移転の登記手続きは公社が行います。
- 2 必要書類等
 - （1）登録免許税（収入印紙）
 - （2）個人は住民票の写し1通（共有者を含む）、法人は履歴事項全部証明書1通
 - （3）土地代金を納入した振込依頼書の写し（領収済印のあるもの）

位置図

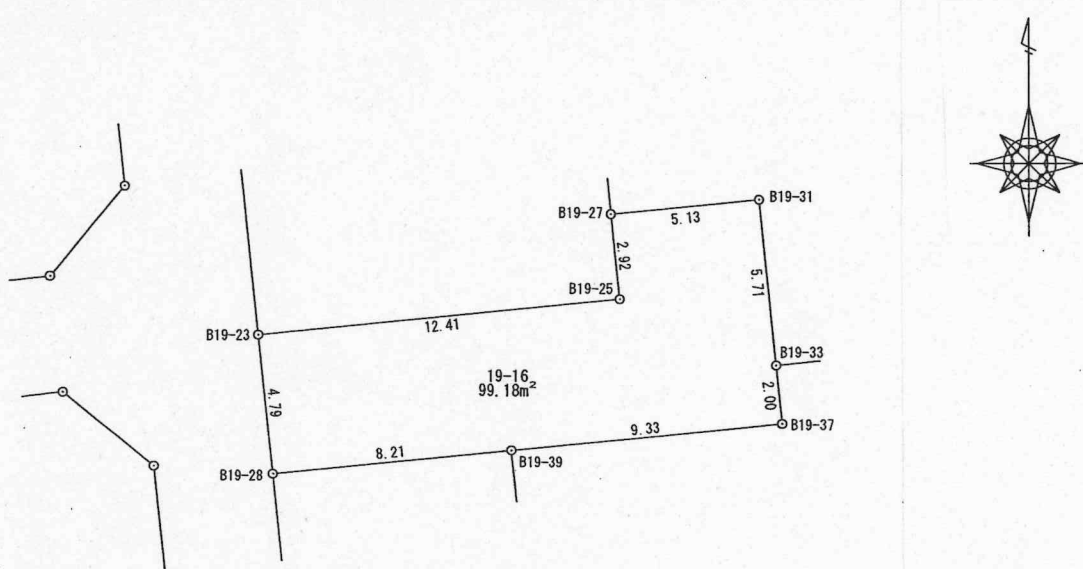
19街区2①



土 地 の 概 要

土 地 番 号		1
土 地 の 所 在		仮換地：高崎駅周辺(西口)土地区画整理事業内19街区2①
		従前地：八島町110-38、110-40
地 目		従前地：宅地
公簿(予定)面積		99.29㎡、
価 格		7,381,000円(約30.09坪)
単 価		74,338円/㎡ 245,313円/坪
用 途 地 域		商業地域 建ぺい率80%・容積率400%
都市施設の 整備状況	道 路	西4m
	ガ ス	都市ガス(西側道路)
	上水道	西側道路より引込み可能
	下水道	西側道路より引込み可能
学校区等		東小・高松中
特記事項		現状有姿での引渡しになります。

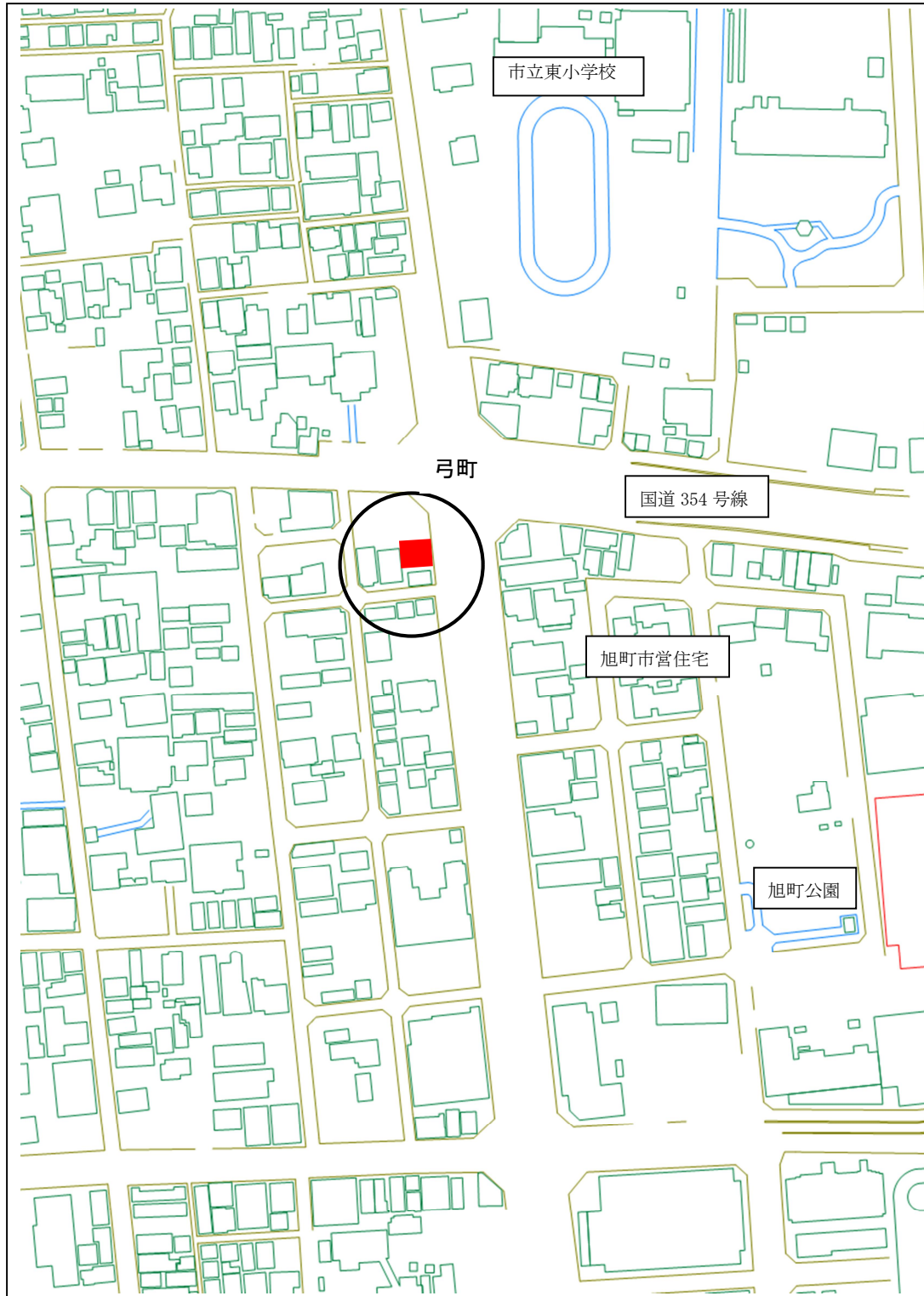
座標図 (1/250)



※座標図の面積は、公簿(予定)面積と若干の誤差があります

位置図

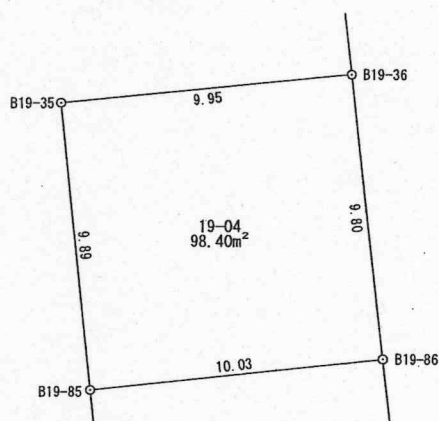
19街区2②



土 地 の 概 要

土 地 番 号	2
土 地 の 所 在	仮換地：高崎駅周辺(西口)土地区画整理事業内19街区2②
	従前地：真町5-1
地 目	従前地：宅地
公簿(予定)面積	98.32㎡
価 格	13,910,000円(約29.79坪)
単 価	141,477円/㎡ 466,873円/坪
用 途 地 域	商業地域 建ぺい率80%・容積率400%
都市施設の 整備状況	道 路 東23m
	ガ ス 都市ガス(東側道路)
	上水道 東側道路より引込み可能
	下水道 東側道路より引込済
学校区等	東小・高松中
特記事項	現状有姿での引渡しになります。

座標図 (1/250)



※座標図の面積は、公簿(予定)面積と若干の誤差があります

土地売買契約書

売渡人 高崎市土地開発公社（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲の所有する次に掲げる物件（以下「土地」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は次のとおりとする。

	所在地	地目	面積
従前地	高崎市〇〇町〇番〇		登記簿面積 m ²
従前地	高崎市〇〇町〇番〇		登記簿面積 m ²
仮換地		宅地	仮換地面積 m ²

（売買代金）

第3条 この契約に基づき、乙が甲に支払う売買代金は金 円とする。

（契約の費用）

第4条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、甲に対して、この契約成立後甲の発行する振込依頼書により前条に定める売買代金を令和 年 月 日までに支払わなければならない。

（遅延損害金）

第6条 乙がこの契約に基づき甲に支払うべき金銭を指定期日までに支払わないときは、乙は、支払期日の翌日から支払い日まで当該金額につき、年14.6%（年365日の日割り計算。支払期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合により遅延損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲がその遅延につき、やむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとし、甲が所有権移転登記を行うものとする。

（登録免許税）

第8条 前条の規定により甲が行う所有権移転登記の際に必要な登録免許税は、すべて乙の負担とする。

（清算金）

第9条 売買物件について、土地区画整理法第110条第1項の規定に基づく清算金が生じた場合、乙は区画整理施行者と清算するものとする。

（売買物件の引渡し）

第10条 売買物件は現状有姿で引渡しとし、必要な場合、甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに甲・乙両者現地立合いのうえ引き渡すものとする。

（危険負担）

第11条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、売買代金の減免若しくは履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(行為の制限)

第13条 乙は第10条に規定する本件土地の引渡しの日から、自ら若しくは第三者への貸し付けにより、次に該当する行為をしてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体及びその構成員が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員による使用。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業への使用。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(公租公課)

第16条 本件売買に対する公租公課は、乙が負担するものとする。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、高崎市を管轄する前橋地方裁判所高崎支部とする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 高崎市高松町35番地1
高崎市土地開発公社
理事長 兵藤 公保

乙 買受人

土地購入申込書

令和 年 月 日

(あて先)
高崎市土地開発公社

〒
住 所
ふりがな
氏 名

電話番号

共有持分 /

【申込者】 (共有でご購入予定の方はご記入ください)

〒
住 所
ふりがな
氏 名

電話番号

共有持分 /

下記のとおり相違なく購入申し込みします。

記

1 購入申し込み土地
土地番号

No.	
-----	--

土地の所在地

2 購入申し込み理由、目的

受 付 印	受 付 番 号	審 査	備 考
	抽選順番号	抽 選 結 果	

誓約書

令和 年 月 日

(あて先)高崎市土地開発公社

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 実印 _____

私は、高崎市土地開発公社所有地購入に当たっては、下記の事項について確約・誓約いたします。

記

1 以下に記載された事項に該当しないこと

- (1) 高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途への使用を目的とする者

2 誓約事項

- (1) 「令和8年度(公募) 高崎市土地開発公社所有地売払いのご案内」の内容や高崎市土地開発公社の説明等を承認、及び自身で確認並びに実際に現地を見たうえで、全て了承のうえ申込みますので、案内書の内容や公社の説明と異なる事項があっても、後日、高崎市土地開発公社に対し異議、苦情等を申し立てません。
- (2) 売払い物件の現状有姿での引き渡しを了承し、売買契約締結後は当該土地について一切の責任を負い、地盤沈下、土壤汚染、地下埋設物、上空占有物、隣接地付近の塀(ブロック塀、フェンスなど)、電柱、消火栓柱、その他工作物、悪臭、隣接地権者とのトラブルなどに対して、及びこれらを原因として自身または第三者に生じた損害に対して、自身の責任と費用で対処処理し、高崎市土地開発公社に対し売買代金の返還減額、損害賠償の請求、契約の解除等を要求しません。
- (3) 土地購入申込み後、高崎市土地開発公社での審査の結果、売買契約の締結が認められないことになっても、高崎市土地開発公社に対し異議・苦情等を申し立てません。また、土地購入申込みにかかった費用や提出した申込書等の返却を高崎市土地開発公社に対して要求しません。

【購入希望物件】

土地の名称(土地の所在地)	地目	公簿予定面積(㎡)
	宅地	

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 高崎市土地開発公社
理事長 兵藤 公保

【申込者・委任者】住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

電 話 _____

私は、次の者を代理人と定め、【土地購入申込書提出・抽選会の参加、契約等】についての権限を委任します。

【代理人・受任者】住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電 話 _____